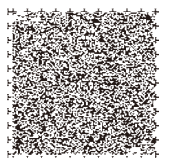


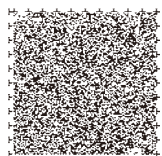
# 目黒区基本構想



目黒区における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、  
目黒区基本構想を次のとおり定める。

令和3年3月10日

目黒区長 青木 英二



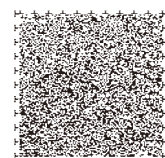
## はじめに

目黒区は、憲法で定める地方自治の本旨に基づき、区民福祉の増進を図るために、地域における行政を自らの判断と責任において総合的に実施する役割を広く担う、区民に最も身近な基礎自治体です。

区は、これまでの基本構想において「人権と平和の尊重」「環境との共生」「住民自治の確立」の理念を掲げて区政運営を行ってきました。こうした理念は普遍的なものであり、引き続き区政運営の根底に置いて、住民参加により政策を実行していきます。

古くから現在に至るまで、目黒に暮らす人々が積み重ねてきた歴史や文化、様々な地域の活動を更に発展させ、地域社会を個性豊かで活力あるものにするためには、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が相互に協力し合い、地域課題を解決していくことが大切です。

そこで、目黒区が目指すべきまちの将来像や基本的な政策の目標を明らかにし、広く区民と共有してまちづくりを進めるため、この基本構想を定めます。



## 第1章 基本構想の役割

基本構想とは、目黒区のまちづくりの基本的な理念や将来像と、それに向けての長期的な目標や政策の方向を示すものです。行政計画の最上位の計画であるとともに、区と区民が共有し、地域社会全体で実現すべき目標ともいえるものです。

目黒区は、この基本構想を行財政運営の基本的かつ総合的な指針として、区政の全ての側面において最大限に尊重します。

また、この基本構想とともに、区民憲章及び目黒区平和都市宣言等各種宣言に記した基本的な考え方を踏まえて、区政を運営します。

